

第1章 相馬市都市計画マスタープランの概要

第1節 目 的

相馬市都市計画マスタープラン（以下、本計画という）は、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、相馬市（以下、本市という）における都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、各地区のまちづくりの方針を定めることを目的としています。

都市計画法第十八条の二（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

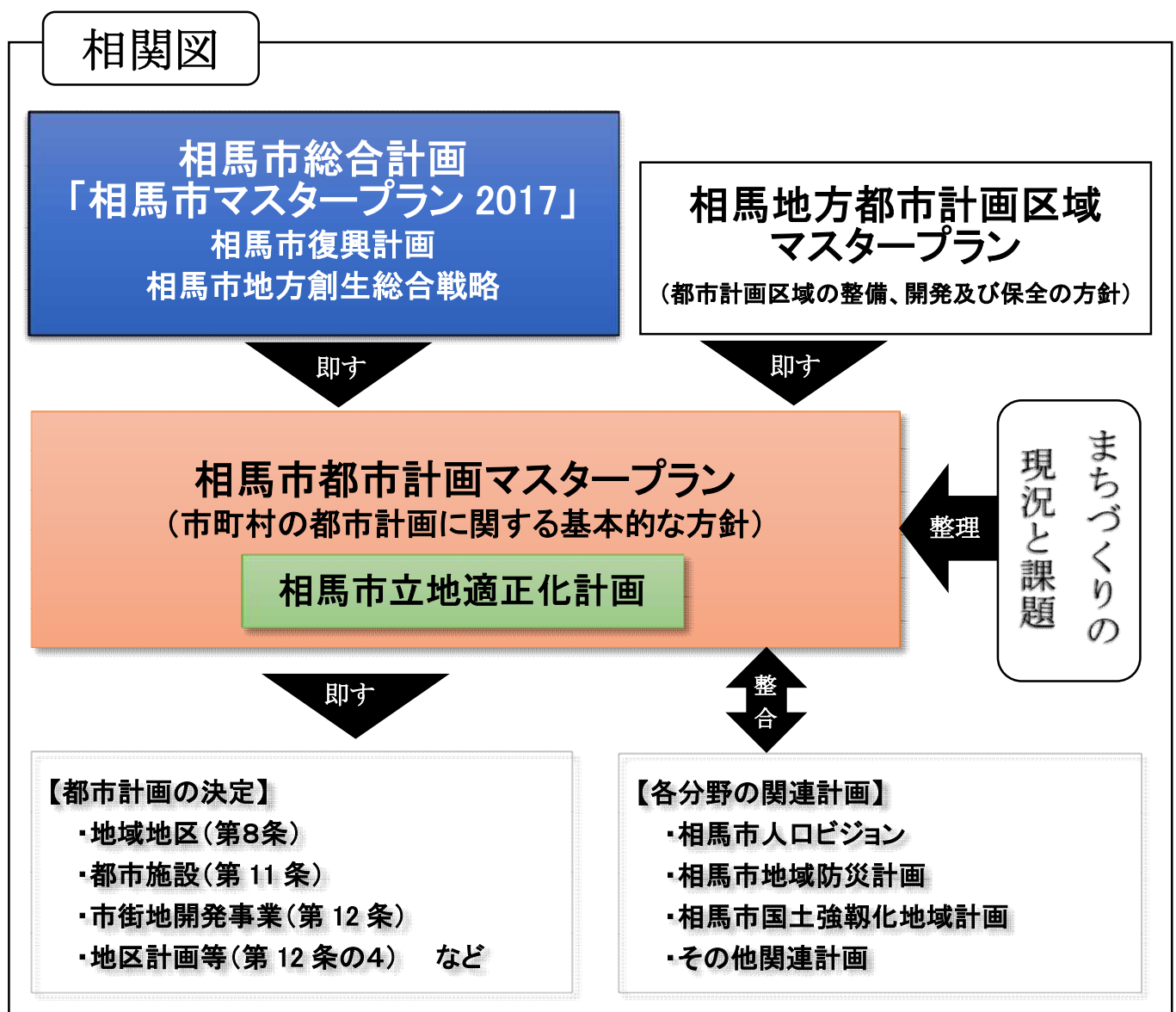
1. 位置づけ

本計画は、上位計画である「相馬市総合計画」及び「相馬地方都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、関連計画との整合を図りながら策定しています。

また、個別の都市計画は本計画に即したものでなければならないことから、本計画は本市全体のまちづくりの総合的な指針として重要な役割を果たすものです。

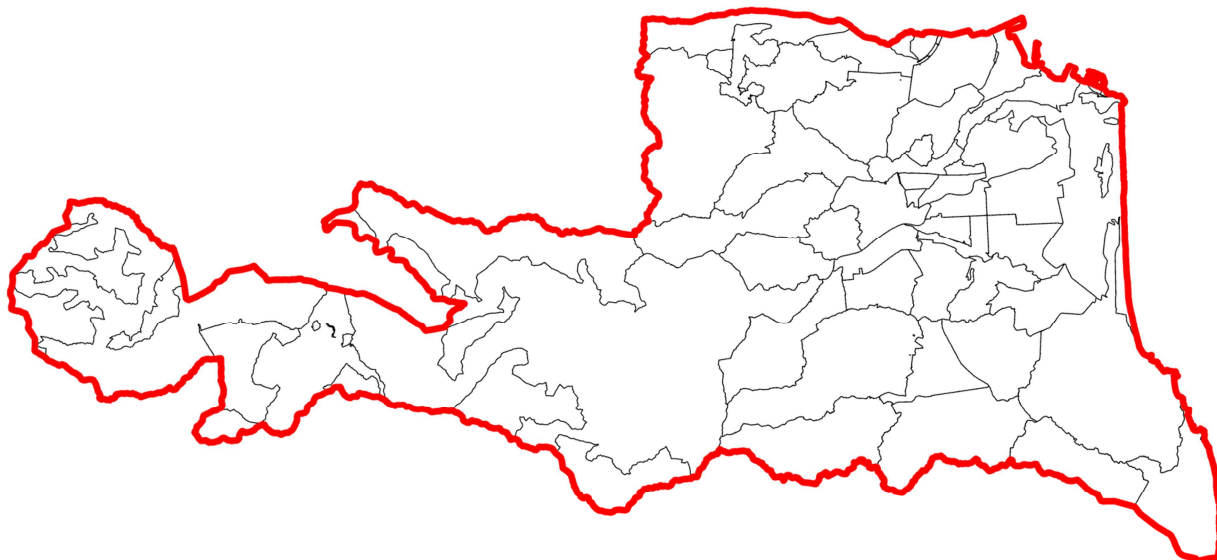
加えて、都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現、公共交通ネットワークの形成による利便性の高い都市の実現、公共施設の集約・複合化や効果的配置による持続可能な都市の実現を目指し、都市再生特別措置法に基づく「相馬市立地適正化計画」についても併せて策定しています。

この立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられています。



2. 対象区域

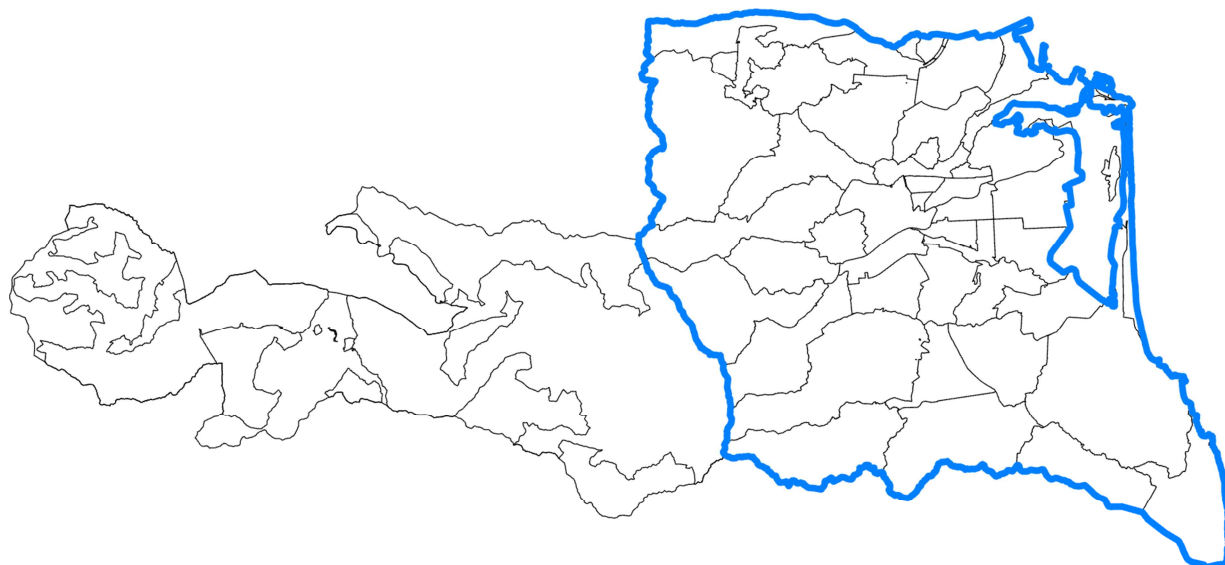
(1) 本計画の対象区域は、相馬市全域（19,779ha）とします。



(2) 立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域（11,982ha）とします。

都市再生特別措置法 第八十一条（立地適正化計画）

市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成することができる。



3. 目標年次

長期的な視点に立ったまちの将来像を描く必要があるため、令和7年から令和27年（西暦2025～2045年）までの概ね20年を計画期間とし、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じた見直しを行います。

4. 計画の構成

本計画は下図に示す6つの章で構成されています。

- 市域全体のまちづくりの基本方針を示す「全体構想」
- 全体構想で定めた将来像の実現に向けた方針を示す「部門別構想」
- 本市を構成する8地域ごとに地域づくりの方針を示す「地域別構想」
- 今後のまちづくりの基本的な考え方を定める「実現化に向けて」

【都市計画マスタープランの構成】

第1章 都市計画マスタープランの概要

第2章 相馬市の現況と課題

第3章 全体構想

まちづくりの基本理念、基本方針
まちの将来像、将来都市構造

第4章 部門別構想

土地利用の方針
都市施設の方針
都市環境の方針
都市防災の方針

第5章 地域別構想

中村西
中村東
大野
飯豊
八幡
日立木
磯部
山上・玉野

第6章 実現化に向けて